

令和6年度下期指定収集袋（小）製造に関する特約

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される製造請負契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

（管理技術者の適用除外）

第2条 この約款の第9条に定める管理技術者の規定について、この契約においては適用しない。